

# 衣川台自主防災部 防災計画

施行 平成17年12月 4日

改正 平成30年 1月13日

## 目次

### I. 基本編

1. 目的
2. 自主防災活動の姿勢
3. 自主防災活動の構成員、組織体制、役割、会議体
  - 3-1. 防災活動に関わる構成員
  - 3-2. 平常時の組織、役割、会議体
  - 3-3. 災害発生時（非常時）の組織と役割
  - 3-4. 関連機関・組織との連携

### II. 活動編

4. 平常時における防災活動
  - 4-1. 火災予防およびその他の災害予防
  - 4-2. 防災に関する知識の普及および啓発
  - 4-3. 防災活動に必要な資機材の整備
  - 4-4. 防災訓練の実施
5. 災害発生時（非常時）の応急活動計画
  - 5-1. 対策本部の設置
  - 5-2. 住民の安否・被害情報の収集
  - 5-3. 諸情報の集約・統括
  - 5-4. 出火防止および初期消火
  - 5-5. 被災者の救出
  - 5-6. 負傷者の救護
  - 5-7. 避難及び要支援者への配慮と支援
  - 5-8. 大雨・土砂災害への対応
  - 5-9. 給食給水
  - 5-10. 対策本部の解散

## I. 基本編

### 1. 目的

この「計画」は、「衣川台自主防災部規約」（以下「規約」という）（第14条）に基づき、「衣川台自主防災部」（以下「防災部」という）が、総合的で実効的な活動を、継続的に、また計画的に遂行することをねらいとして、必要な事項を定めるものである。

### 2. 自主防災活動の姿勢

衣川台の地域住民（以下「住民」という）は、防災活動の「自助」と「共助」の理念にもとづき、平常時は災害への備えを心がけ、また災害発生時にはまず自らを守り、近隣住民と協力して互いに助けあうことが求められる。（規約第2条、4条、5条参照）

### 3. 自主防災活動の構成員、組織体制、役割、会議体

#### 3-1. 防災活動に関わる構成員

- ① 防災部は、住民の中から選ばれた役員、活動員、協力員、アドバイザーをもって構成する。（規約第6条参照）
- ② 防災部が行う防災活動は、自治会加入有無に拘わらず住民を対象とする。（規約第4条参照）
- ③ 「共助」の最小単位として「向う3軒両隣り」を基本とするグループを設定し、そのリーダーをグループリーダー（以下「GL」という）と呼称する。
- ④ 自治会組長は防災部の自治会協力員とする。
- ⑤ 防災部構成員、自治会員、住民の関係概念図を《別紙1-1》に、災害時の衣川台共助図を《別紙1-2》に示す。

#### 3-2. 平常時の組織、役割、会議体

##### 3-2-1. 組織

- ① 防災部を代表し統括する、部長1名を置く。（規約第7条参照）
- ② 部長を補佐し、部長に事故ある時はその職務を代行する、筆頭副部長1名、および副部長1名を置く。（規約第7条参照）
- ③ 部長・筆頭副部長・副部長の配下に事務局、および情報班・消火班・救出救護班・避難誘導班・給食給水班（以下「活動班」という）を置く。（規約第7条参照）
- ④ 事務局に、事務局長1名、および事務局員複数名を置く。（規約第7条参照）
- ⑤ 活動班に、班長1名、および副班長1名以上、活動員複数名、必要に応じ協力員を置く。（規約第7条参照）
- ⑥ 防災部と自治会の連携を強化するため、自治会役員による防災部役員兼務を以下の通りとする。（規約第7条2項に準じる）
  - イ. 防災部長には自治会長が就任する。
  - ロ. 副部長には、自治会副会長が就任する。
  - ハ. 情報班および給食給水班の副班長の内1名は、自治会役員が就任する。
  - ニ. 組長は自治会協力員に就任し、前年度組長を副とする。
- ⑦ 部長は、防災に関する専門的なアドバイスを受けるため、アドバイザーを配下に置くことができる。（規約第9条参照）

### 3-2-2. 役割

- ① 部長は防災部の運営に必要な事項の検討を事務局に指示しなければならない。
- ② 部長は自治会長兼務であることに鑑み、平常時は筆頭副部長に職務を代行させることができる。筆頭副部長は事務局長と連携して防災部の運営を円滑に行うものとする。
- ③ 事務局長は事務局会議を招集し、防災活動が円滑に進むよう必要な事項を速やかに審議・決定し、部長・筆頭副部長、副部長に報告する。
- ④ 部長は必要に応じて役員会、活動員会議の開催を事務局に指示しなければならない。
- ⑤ 事務局は防災活動に必要な安否確認世帯名簿および要援護者名簿、防災用住居地図、防災マップ、役員・活動員・協力員（含自治会協力員）の緊急連絡先、緊急連絡網等の基礎資料を整備、維持管理し、プライバシー保護に配慮して適切に取り扱い、保管しなければならない。
- ⑥ 情報班は事務局と連携して、安否確認世帯情報、要援護者情報を収集する。また、防災訓練の案内、訓練時の記録作成、なまず通信発行や訓練記録（写真他）掲示等の広報活動を行うものとする。
- ⑦ 事務局の方針・企画に基づいて、各活動班は「4. 平常時の活動計画」に則り活動するものとする。
- ⑧ 班長は副班長の補佐を得て、各々の活動班の活動を統括する。
- ⑨ 活動員は班長・副班長の指示に従い活動するとともに、必要に応じて適切な意見具申を行う。
- ⑩ 協力員は活動班の支援要員として、班長・副班長・活動員を支援する。
- ⑪ アドバイザーは防災に関する専門的な立場から、部長、筆頭副部長、副部長、事務局、各活動班に対し、適切なアドバイスを行うことができる。
- ⑫ 自治会組長（自治会協力員）は組内のグループを設定し、グループのGLを選任する。
- ⑬ 防災部の要請に基づき、自治会組長（自治会協力員）とGLは協力して、安否確認に必要な組・グループ内住民の世帯情報を収集し、防災部に報告するものとする。
- ⑭ 防災訓練の案内等、自治会組長（自治会協力員）とGLは協力して、防災活動における住民への広報活動に協力するものとする。
- ⑮ 防災部は自治会およびGLの協力を得て防災活動が住民に確実に行きわたる様、丁寧な説明を行う等の配慮をしなければならない。
- ⑯ 防災部役員を兼務する自治会役員については、負担が過重にならないよう、部長および筆頭副部長はじめ専任役員は十分配慮しなければならない。
- ⑰ 防災部と自治会役員の協力関係や住民の協力などに問題が生じた場合は、部長（自治会長）と筆頭副部長が協力して調整の任に当たるものとする。

### 3-2-3. 会議体

- ① 防災部の活動を円滑に推進するため「総会」、「役員会」、「事務局会議」、「活動員会議」および「活動班会議」を設ける。（規約第11条参照）
- ② 各会議体の開催頻度、招集者、出席者、審議事項等は《別紙2》による。
- ③ 各会議体の関係は《別紙3》による。

### 3-3. 災害発生時（非常時）の組織と役割

#### 3-3-1. 組織

- ① 災害発生時またはそれに準じる非常時は、部長の判断により防災部は災害対策本部（以下「対策本部」という）に移行する。なお、災害対策本部設置の条件は「5-1. 対策本部の設置 ①」に詳述する。この際、部長は本部長に、筆頭副部長は筆頭副本部長に、副部長は副本部長の任につく。
- ② 対策本部の発足に伴い、事務局は統括班に移行し、事務局長は統括班長に、事務局員は統括副班長の任につく。
- ③ 平常時の防災部・自治会・G Lの連携体制は、災害発生時には対策本部の下に一体となる体制に移行する。この体制を《別紙4》に、詳細を《別紙5》に示す。

#### 3-3-2. 役割

- ① 地震、暴風雨等により災害が発生する恐れがある場合、または現に災害が発生した場合、部長は災害対策本部の立ち上げの必要性を速やかに判断し、必要な場合、防災部役員および自治会役員に連絡し、災害対策本部を立ち上げなければならない。
- ② 対策本部の指揮権順位を以下の通りとし、上位指揮権者が不在の場合は、次の指揮権者が指揮をとるものとする。
  - 第1位：本部長
  - 第2位：筆頭副本部長
  - 第3位：副本部長
  - 第4位：統括班長
  - 第5位：統括班副班長（複数の副班長が在席する場合は互選する）
  - 第6位：活動班長（在席する消火班長、救出救護班長、避難誘導班長で互選する）
- ③ その他詳細な役割は、「5. 災害発生時（非常時）の応急活動計画」に記載する。

#### 3-4. 関連機関・組織との連携

- ① 防災部は、《別紙6》の関係機関・組織（以下「関係先」という）と連携して活動する。関係先との連携には、部長を初めとする役員が当るが、通常窓口業務は事務局（災害時は統括班）が担当する。

## II. 活動編

### 4. 平常時の活動計画

#### 4-1. 火災予防その他の災害予防

- ① 火災の発生や拡大を抑え、また、地震時の被害や台風時の風水害被害を最小化するため、地域と家庭における安全点検を実施する。地域における安全点検は、防災部による「衣川台防災パトロール」として、また、家庭における安全点検は、住民個々による「自主防災点検」として企画する。
- ② 「衣川台防災パトロール」は、地域環境の防災安全化を図るため、次の項目について点検整備する。

- イ. よう壁、ブロック塀、ポール等の倒壊危険箇所
- ロ. 側溝の詰まり・破損
- ハ. 可燃物の放置
- ニ. 消火活動、避難の支障物
- ホ. 消火栓、防火水槽の異常
- ヘ. 消火器具の異常
- ト. 強風飛散物その他

点検項目と時期、点検者、結果検討会の開催ならびに改善要望の措置方法については、役員会で決定する。

- ③ 「自主防災点検」は、各家庭の安全化を図るために、誕生日に合わせるなど任意の考え方により「防災点検の日」を設定し、自主的に行われるものとする。

（防災部は、併せて、防災をテーマとした「家族防災会議」を、同日に開催するよう、住民に呼掛けるものとする）

自主点検は、次の項目を対象とする。

- イ. 火気使用設備・器具の整備、周辺の整理・整頓状況  
（「使用場所の安全」「使用器具の安全」「正しい使用方法」「完全な後始末」の4つのポイントを押さえる）
- ロ. 可燃性危険物品の保管状況
- ハ. 消火器や消火用資機材の整備状況
- ニ. 非常用持出品の整備保管状況
- ホ. 非常用食料・飲料水の整備保管状況（定期的な取替を前提）
- ヘ. 転倒や落下の危険のある家具等の安全整備状況
- ト. その他家屋内外の点検と補修

#### 4-2. 防災に関する知識の普及および啓発

- ① 住民の防災意識の高揚と災害時の適切な対応を図るため、防災知識の普及・啓発を行う。
- ② 普及・啓発は、「知識の付与」と「日頃の備えの呼掛け」を主眼に、次のカテゴリー（事例付記）に区分し、それぞれ、記載の担当班で計画を立案し実施する。

##### ②-a. 区分1 全般（事務局）

- イ. 防災組織および防災計画に関する事項
- ロ. 地震等災害の知識に関する事項

##### ②-b. 区分2 火災（消火班）

- イ. 出火防止に関する事項
- ロ. 初期消火に関する事項

- ②-c. 区分3 地震（救出救護班）
  - イ. 家庭の地震対策に関する事項
  - ロ. 救出救護体制に関する事項
- ②-d. 区分4 避難（避難誘導班）
  - イ. 非常持出品に関する事項
  - ロ. 避難要領に関する事項
- ②-e. 区分5 飲食（給食給水班）
  - イ. 非常用食料・飲料水に関する事項
  - ロ. 炊出しに関する事項
  - ハ. 生活用水確保に関する事項
- ③ 普及・啓発の方法は、防災部の機関紙による周知、防災マップや保存版ハンドブックの作成・配布、パンフレットの配布または回覧、ポスターの掲示、防災訓練や研修・講習への参加呼掛け等による。
- ④ 普及・啓発にあたり、大津市総務部総合防災課（防災業務）および生涯学習課（出前講座窓口）、北消防署、学区自主防災会ならびに仰木の里消防分団等と連携を取り協力を求める。
- ⑤ 普及・啓発計画は、実施の時期を含めて各班で立案し役員会で決定する。

#### 4-3. 防災活動に必要な資機材の整備

- ① 防災部は、災害予防活動および災害発生時の応急活動に必要な資機材を整備するとともに、保守管理に務める。
- ② 各活動班は、資機材整備計画を立案し役員会で調整・決定する。
- ③ 役員の中から選ばれた「資機材管理担当」は、資機材を台帳管理するとともに、資機材管理要領を別途定める。
- ④ 資機材は、原則として、防災用資機材保管庫（防災倉庫）に保管し、資機材管理担当は各活動班の協力を得て、定期的な維持管理、起動確認等を実施し記録する。
- ⑤ 防災倉庫の「鍵管理」は、防災部で所管する。
- ⑥ 各活動班は資機材の紹介、取扱いの訓練を企画する。
- ⑦ 夏祭等、防災活動以外での資機材使用は、防災部宛での貸出申請による。

#### 4-4. 防災訓練の実施

- ① 災害の発生に備えて、対策本部の立上げ訓練、安否情報の把握訓練を含む情報の収集連絡訓練、消火訓練、救出出動および担架搬送訓練、救護対応訓練、避難訓練、炊出し訓練等の各種防災訓練を計画的に実施する。
- ② 訓練の実施に際しては、目的と実施要領を定め、関係機関の指導を求める等、効果を高めるように、また、極力、身近で親しみ易く広く参加を呼掛けられるように計画する。訓練計画の内容は役員会で決定する。
- ③ 訓練への参加は、資料の配布の他、機関紙でも広く呼掛けるとともに、協力員による声掛けも併用する。
- ④ 訓練後は、参加者へのアンケートや検討会（反省会）の開催により参加者名や評価を記録に残し、訓練内容の改善に資する。

## 5. 災害発生時（非常時）の応急活動計画

本計画は、基本的に、電気、ガス、上下水道や電話等のライフラインが殆ど使えず、また、道路の損壊や災害規模拡大により消防署等公的機関の出動が不十分となる重大災害を想定するものとする。ただし、重大災害が発生していない場合でも、その発生が十分に予想される場合にも適用することができる。

### 5-1. 対策本部の設置

- ① 地震、暴風雨等による災害が発生した時、またはその恐れが十分予想される時、その規模から衣川台に被害が予想される場合、部長は筆頭副部長、副部長と緊急協議し、南自治会館（使用できない場合は北自治会館）に対策本部の設置を決定する。対策本部の設置にあたっては、《別紙6》の関係先の指示や動きも参考にする。
- ② 但し、上記に拘わらず、震度5以上の地震が発生した場合、及び大雨や土砂災害に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示が出た場合、又はそれらに相当する警戒レベルとなった場合は、対策本部を設置するものとする。
- ③ 設置方針の決定後、部長は統括班および情報班に住民への周知方を指示すると共に、対策本部の設営に着手する。筆頭副部長、副部長もこれに協力し、併せて、携帯電話による緊急連絡網等により役員の召集に努める。対策本部設営の要領は別途定めるところによる。
- ④ 住民への「安否確認実施」等の広報と同時に、被害状況把握のための態勢、及び方法を《別紙15》に別途定める。
- ⑤ 役員は、自らの世帯の安否と火の元の確認後、速やかに自治会館に集まり、各々の任務に就く。
- ⑥ 活動員、協力員およびアドバイザーは拡声器の呼掛けに基づき、役員と同様に参集する。但し、震度5以上の地震が発生した場合に限り、呼掛けの有無にかかわらず自治会館に参集するものとする。
- ⑦ 対策本部設営後、本部長は、筆頭副本部長、副本部長の協力を得つつ、次の対応を指示し、その結果を把握すると共に更に必要な対応を命ずる。なお、班長不在の班には、班長代行者を指名する。
  - イ. 情報班に、「安否／被害の確認」と「救助等の要請有無の把握」を指示。
  - ロ. 統括班に、「関係先の動きとテレビ、ラジオ等による状況把握」を指示。
  - ハ. 消火班に、「各世帯の火の元再徹底呼掛け」と「消火活動体制の整備」を指示。
  - ニ. 救出班救護班に、「救出活動体制の整備」と「救護体制の整備」を指示。
  - ホ. 避難誘導班、給食給水班に、「住民からの問合せ対応」と「他班応援」等を指示。
  - ヘ. 協力員に「各班の応援（割振り）」と「伝令要員」等を指示。
- ⑧ 出動命令に当っては、各班員の二次災害防止への留意を徹底する。
- ⑨ 統括班は、対策本部立ち上げの状況把握に努め、状況を遅滞なく本部長に報告する。
- ⑩ 本部長、筆頭副本部長および副本部長は対策本部の指揮業務に徹するものとし、統括班からの報告等による全体の把握と臨機応変かつ迅速な指揮命令を心掛けるものとする。

## 5-2. 住民の安否・被害情報の収集

- ① 安否確認等の基本的な要領を《別紙7》に示す。
  - イ. 情報には優先順位を設け、人的被害と火災情報を、第一報の緊急情報とする。
  - ロ. 情報連絡は、世帯、GL、組長（自治会協力員）、対策本部の順序で、遺漏無く把握する。
  - ハ. GL不在時等には代行者を小グループ内で臨機応変に選任する。
- ② 組長（不在時等は前年度組長が代行）は、各世帯の安否の情報、救助の必要性、出火の有無といった第一報に加え、周辺道路等の被害状況を第二報として把握し、本部の情報班長へ連絡する役割を受け持つ。
- ③ 救助（救出救護）活動、初期消火活動は緊要であり、GLや組長は、近隣住民とともに迅速に対応する。組長は、状況に応じ、対策本部へ出動を要請するが、この際に、活動班到着後の応援要員を確保するよう努める。
- ④ 安否確認実施時のGL及び組長の定位置は自宅前とする。ただし、対策本部への緊急連絡を要する場合や、安否確認の報告がない場合等への対応は、《別紙8》及び《別紙9》に記載する。
- ⑤ 前①、②において使用する情報伝達シートを《別紙8》～《別紙11》（GL用、組長用、全体集計表、要援護者表）に示す。
- ⑥ 情報班長は、対策本部詰めの情報班活動員、協力員等の助勢を得て、安否・被害状況を取纏め、本部長、統括班長に報告する。緊急を要する救助要請、消火要請は、最大限迅速に報告・通知しなければならない。
- ⑦ 緊急対応が必要な場合、本部長は（筆頭副部長、副部長と協議し）統括班に防災関係機関への出動を要請させるとともに、救出班、消火班へ出動を指示し、併せて、救出救護班に対処準備を指示する。

## 5-3. 諸情報の集約・統括

- ① 統括班長は、統括副班長とともに、衣川台全域の情報（安否、被害、対策本部の対応事項と結果等）を集約するとともに、大津市、消防署、仰木の里自主防災会等関係先の動きを把握、連絡調整あるいは救助要請する任に当る。
- ② 対策本部のあらゆる活動のベースとなる情報は統括班で管理し、本部長の指揮のバックボーンを提供する。また、対策本部内のホワイトボードによる周知にも配慮する。
- ③ 地震情報等の把握は、テレビ、ラジオ等によるものとし（必要な電源は非常用電源による）、これを含め、統括班は入手情報を速やかに関係者に連絡周知することに務める。
- ④ 事前の世帯情報は、必要時（非常時）に関係者に開示されるものとし、その要領は別途定める。



#### 5-4. 出火防止および初期消火

- ① 対策本部設置に際する召集連絡時に、情報班は、住民に、最初の出火防止を呼掛ける。
- ② 対策本部設置後、消火班は消火体制の整備と併せて「火を消せ」の呼掛けを再徹底する。
- ③ 前①、②において、自宅を離れるときには、電源ブレーカーの遮断とガス元栓の閉鎖も呼掛ける。
- ④ 前①、②において、デマ、パニックの発生防止のため、住民に落ち着いて行動するよう、また、対策本部とは組長経由で繋がっていることを強調する。
- ⑤ 本部長の指示により出動・実施する消火班の初期消火活動に際しては、消火器や水バケツの収集運搬、提供等、近隣住民の協力を求める。
- ⑥ 天井に火がまわり初期消火段階を過ぎた場合は、消火班の出火世帯等に向けての呼びかけを避難要請に切替える。
- ⑦ 前⑥の場合、消火班は対策本部に連絡し、消防署等へ再通知、可能な限り速やかな出動を再要請する。

#### 5-5. 被災者の救出

- ① 対策本部の設置後、救出救護班は速やかに救出体制を整える。
- ② 建物の倒壊や落下物等により救出を要する被災者が出た場合、情報班からの救出要請に応じ、本部長は救出救護班に出動を指示する。
- ③ 救出救護班は近隣住民の協力を得て救出活動を行うとともに、救護の必要性があれば被災者を速やかに対策本部（救護所）に搬送する。この際、救護の必要性等の状況に対策本部に随時連絡する。
- ④ 負傷者の数や程度が甚大で、救出救護班での対応が困難な場合、統括班が被災者の受け入れ先を確認し、救出救護班が指示された医療機関または防災関係機関が設置する応急救護所に被災者を搬送（後方搬送）する。

#### 5-6. 負傷者の救護

- ① 対策本部の設置後、救出救護班は速やかに救護体制を整える。
- ② 救護活動を行う救護所は対策本部が設営される南自治会館とするが、必要により南公園内のテントも応急の救護所とする。
- ③ 救出救護班は、救護所に搬入された被災者（負傷者）救護と併せ、必要により、他の医療機関への再搬送等を決定するものとし、受け入れ先医療機関の確認を統括班に依頼する。近隣の医療機関を《別紙13》に、AED設置場所を《別紙14》に示す。
- ④ 救出救護班協力員は、活動員の指導下、可能な範囲で救護助勢に務める。

#### 5-7. 避難及び要支援者への配慮と支援

- ① 避難は「自宅に留まることが危険な時」（火災発生時、地震や土砂災害による家屋倒壊の恐れや人身への被害の恐れがある時）、「留められない時」（自宅全壊等）を対象とする。
- ② 避難の判断は「自ら」「対策本部の勧め」「避難準備情報、避難勧告、避難指示」等によりなされるものとする。
- ③ 要援護者（安否確認シート記載）及びそれ以外の傷病者、高齢者で避難時に支援を要する住民を要支援者と総称する。
- ④ 避難が必要となった場合、対策本部は要援護者以外の要支援者について、自治会、福祉委員、民生・児童委員、住民等からの情報を基にその把握に努めるものとする。

#### 5-7-1. 一時避難

- ① 自主防災部は、衣川台における避難者の「一時避難場所」（「地域避難場所」）を南公園と定める。但し、人数によっては衣川廃寺も含める。（行政と必要に応じ折衝する）
- ② 大雨やそれに伴う土砂災害に対する一時避難の場合は、悪天候を配慮して「一時避難場所」を南自治会館または北自治会館とする。
- ③ 一時避難時の避難行動は原則として避難住民（グループ）が助け合って行うものとする。ただし、必要と判断される場合は、GLは組長を通じて対策本部に支援要請を行う。
- ④ 対策本部に要支援者への避難支援要請があった場合、防災部長は救出救護班及び避難誘導班に救援出動を指示する。
- ⑤ 一時避難者名簿の様式は《別紙12》による。

#### 5-7-2. 仰木の里東小学校への集団避難

- ① 関係先の勧告や指示等により、仰木の里自主防災会の避難場所「仰木の里東小学校」への避難が必要な場合は、まず「一時避難場所」に避難者が一時避難するものとする。集団避難に当たっては安全のため、全員が揃って行動するものとし、人員の確認を実施するものとする。さらに広域避難場所である仰木の里西公園への再避難等もある。
- ② 衣川台を離れる住民は必要な携帯品を持ち（リュックサック等）、必ず行き先連絡書を各自宅玄関ドアに表示する。
- ③ 避難ルートは、避難誘導班が、複数案の内から、事前確認の上決定する。
- ④ 集団避難の行動は避難誘導班がリードし、避難時の班編成指示、班責任者の指名、避難途上の連絡等、避難が安全に行われるよう指揮する。
- ⑤ 要支援者の避難支援は、避難住民（グループ）による支援だけで足りない場合、救出救護班が避難誘導班と協働して支援に当たる。
- ⑥ 避難誘導班は、協力員等と共に、避難住民とのコミュニケーション、特に弱者への「心のケア」にも気を配る。

#### 5-7-3. 要支援者への配慮

- ① 対策本部は要支援者の安否確認が確実に行われたことを確かめる。
- ② 避難が必要となった場合、対策本部は要支援者に対して避難を確実に呼びかける。もし要支援者が自宅に留まることを希望した場合でも、見守り者が確保できない限りは避難を極力説得するものとする。

#### 5-8. 大雨・土砂災害への対応

大雨や土砂災害に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示が出た場合、災害対策本部は以下の対応を行う。

- ① 避難準備情報、避難勧告、避難指示が出た場合は、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所（以下「土砂災害危険区域」という）の住民へ避難情報を広報する。行政が広報を行った場合はこの限りではない。併せて該当区域の警戒・監視を行うものとする。
- ② 避難準備情報が出た段階で、土砂災害危険区域の要援護者に個別に避難を呼掛けるとともに、要援護者の一時避難支援を行う。
- ③ 避難勧告、又は避難指示が出た場合、土砂災害危険区域の世帯に対して個別に一時避難を呼掛ける。

#### 5-9. 給食給水

- ① 食事と飲料水等は、被災後3日間にわたり他からの援助無しに自活できるよう、住民の各家庭では、当該期間分の事前保有がなされるものとする。また、生活用水もバスタブ等を利用して各家庭で確保されているものとする。
- ② 給食給水班は、避難場所等において、行政等から提供される食事等の救援物資の配分作業や、給水車等により供給される飲料水および生活用水の給水活動に従事する。
- ③ 炊出しは、前②の「提供される食事」の一形態であるが、給食給水班は、班所属協力住民等の助勢を得て、行政や各所からの外部ボランティア等と協調をとり実施する。

#### 5-10. 対策本部の解散

一連の経過を経て、緊急的な応急活動機能の終了が可能と判断されれば、部長は本部の解散を宣言する。

(付則)

この防災計画は、平成17年12月4日から施行する。

(付則)

この防災計画は、平成20年4月1日から施行する。

(第3項、第4項および第5項の記述を改正する)

(付則)

この防災計画は、平成27年3月22日から施行する。

(第3項、第4項および第5項の記述を改正する)

(付則)

この防災計画は、平成28年5月6日から施行する。

(平成28年3月20日付け 衣川台自主防災部規約の全面改正・施行にともない、全面改正する)

(付則)

この防災計画は、平成30年1月13日から施行する。

(第3項および第5項の記述を改正する)